



北国運協発第 8 号

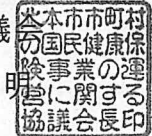
令和 3 年 1 2 月 8 日

北本市長 三 宮 幸 雄 様

北本市市町村の国民健康保険

事業の運営に関する協議

会 長 関 口



北本市国民健康保険税について (答申)

令和 3 年 1 1 月 2 9 日付け、北健保発第 2 8 2 号にて諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1. 令和 4 年度北本市国民健康保険税について

被保険者数は年々減少を続けており、今後は、団塊の世代の後期高齢者保険制度への移行もあり、さらなる被保険者数の減少が見込まれる。また、被保険者数の減少に伴い、今後は、保険税収入も減少することが想定される。

一方で、市が県に納めるべき国民健康保険事業費納付金については、激変緩和措置が終了するなどの上昇要因もあり、今後も見通しが難しい状況である。

これらの要因から、仮に税率改正を行わない場合、歳入と歳出のバランスが取れず、令和 5 年度には国民健康保険の健全な財政運営が困難になることから、令和 4 年度に次のとおり税率改正等を行うことについては、適当である。

(1) 賦課方式について 4 方式から 2 方式に変更

埼玉県国民健康保険運営方針で標準方式を 2 方式と定めており、近隣市の状況や県内の状況を確認しても、2 方式が主流となっている。また、賦課方式を 4 方式から 2 方式に変更する場合には、資産割・平等割を廃止するため、その分均等割への比重を高めなくてはならなくなるので、被保険者にとって影響が大きいと考える。

そのため、国民健康保険財政調整基金が残っている令和4年度の段階で、基金を活用して方式変更することで、被保険者への負担をある程度軽減させることができると考える。

(2) 令和4年度に適用する税率について

令和4年度国民健康保険事業費納付金の秋の試算に対し設定した税率について、本算定後にその金額に対する過不足を調整し決定すること。